

## 1 提出書類

N01の岡山県建設工事入札参加資格審査申請書は2部、他の書類は1部提出してください。（資格要件については、別途監理課HP「必要資格・手続等について」を御参照ください。）

NO	提出書類	注意すべき事項等
1	岡山県建設工事入札参加資格審査申請書【様式1】 ※ハガキ程度の厚手の紙へ印刷すること	正副2部提出すること
2	建設業許可を受けていることを証明する書類 ※詳細は（注①）を参照	国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを打ち出したもの ※更新手続中の場合は、申請中であることの証明書等を提出すること（注②）
3	工事経歴書【様式2】	経営事項審査で提出した直近2年間分の工事経歴書をもって提出書類に代えることも可
4	営業所一覧表【様式3】	建設業法施行規則様式第一号別紙二（2）で代えることも可
5	主要取引金融機関名【様式4】	建設業法施行規則様式第二十号の四で代えることも可
6	令和4年8月1日以降の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	
7	岡山県税の完納証明書（原本又は写し） ※ただし、岡山県に県税を納付する義務のない場合は、申立書【様式5】	各県民局発行のもの 課税されている全ての税目について完納していることを証明するもの
8	消費税及び地方消費税の完納証明書（その3、その3の2又はその3の3）（原本又は写し）	本社等の所在地を所管する税務署で発行したもの
9	岡山県内の市町村における市町村税の完納証明書（原本又は写し） ※岡山県内の営業所に契約締結権を委任する場合にのみ、当該営業所の所在する市町村の完納証明書が必要	各市町村発行のもの 課税されている全ての税目について完納していることを証明するもの
10	建設業退職金共済加入・履行等証明書、中小企業退職金共済加入証明書又は特定退職金共済加入証明書（原本又は写し）	各共済組合発行のもの ※左記のいずれかの共済制度の加入・履行証明書が必要です（独自の退職金共済は認められません。）。

11	労働者災害補償保険の①加入証明書【様式6】(原本又は写し)又は、②労働者災害補償保険料の概算・確定申告書及び領収書(納付猶予を受けている場合は、領収書に代えて労働局発行の納付猶予決定通知書)の写し	① 加入証明書【様式6】は労働基準監督署の確認印のある原本又は写しに限る ② 労働保険の保険料申告書サンプルを参照 ※基幹番号が6で始まるもの、又は9で始まって末尾が5又は7であるなど、建設業に係る労働者災害補償保険(建設事業の一括有期)であるものに限る
12	委任状 (契約締結権を委任する場合のみ必要)	様式の定めはないが、入札参加資格の有効期間の全期間について契約締結権が委任されていることが把握できるものであること

※提出書類のうち、2、3、4、5及び12については、県外業者のみ必要。

注) ①「建設業許可を受けていることを証明する書類」とは、国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」(<http://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>)の必要ページを打ち出したものです。

- ・ 印刷した「建設業者の詳細情報」(PDF)と印刷した「営業所の一覧」(申請者が従たる営業所を有する場合)を送付してください。
- ・ PDFに印字された日付が3か月以内のものに限ります。

<書類の作成方法詳細>

- ・ システムのトップページから、「建設業者」を選択し、「建設業者検索」から申請者を検索してください。
- ・ 申請者の「建設業者の詳細情報」において、左下の日付から今回証明したい業種を含む許可年月日を選択した上で、右上に表示されている「PDF」ボタンから御社の「建設業者の詳細情報」(PDF)を印刷します(証明したい業種が複数の許可年月日にまたがる場合は複数のPDFを印刷します)。
- ・ 申請者が従たる営業所を有する場合は、「営業所」タブを選択し、表示された営業所の一覧の全ページを印刷してください(この印刷作業はPDFを作成した日と同じ日に実施してください)。

②更新手続中の場合は、次の書類を提出してください。

- 更新手続中であることの証明書(国土交通省又は各都道府県発行のもの)
- aの書類が提出できない場合に限り、次の3種類の書類の写し全て
  - 更新申請時の建設業許可申請書(建設業法施行規則様式第一号)  
※国土交通省又は都道府県の受付印のあるもの
  - 更新申請時の建設業法施行規則様式第一号別紙二(2)
  - 最新(更新申請前)の許可通知書(国土交通大臣許可業者の場合は国土交通大臣のものに限る)

③労働者災害補償保険加入証明書(労災保険)【様式6】について、所管の労働基準監督署の独自様式でなければ発行されない場合は、【様式6】の内容を満たしている場合に限り、独自様式でも受け付けます。

④各証明書は、いずれも証明年月日が提出日から3か月以内のものに限ります。また、県税、市町村税の完納証明書は、いずれも過去の期間の全てについて課税されている税目全てが未納のないことを証明するものに限ります。

- ⑤提出書類のうち、2～12の書類は、番号順に編冊（ファイル）してください。ファイルの色は特に指定しませんが、サイズはA4サイズ（縦）にしてください。ファイルには、表紙と背表紙に会社名を記載してください。
- ⑥書類不備の場合は一切受け付けません。

## 2 入札参加資格審査申請業種区分

入札参加資格審査申請において入札参加を希望する建設工事の業種区分は、建設業法に規定する29業種としています。なお、資格要件を満たしていれば申請する業種数に制限はありません。

## 3 舗装工事の特例

舗装工事に入札参加を希望する場合には、別途「[舗装業者工事施工能力審査](#)」を受審してください。

なお、審査を受けない場合は、[舗装工事に関する申請が無効になります](#)ので、注意してください。

※詳細については、岡山県土木部道路整備課保全班へお問い合わせください。

TEL：(086) 226-7473（直通）